

静岡大学教育学部附属幼稚園 いじめ防止等のための基本方針

1. はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利と尊厳を侵害し、心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えると同時に、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人権上重大な問題である。いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つであり、これまで国や地方自治体、学校において、様々な対応が試みられてきたが、未だにいじめを背景とした児童生徒の心身に重大な危険が生じる事案が発生している。法の定義上、いじめは、どの学校でも発生している。また、どの子もいじめられる側にもいじめる側にもなりえる。附属学校園でも例外ではない。

本基本方針は、法及びガイドラインを受けて制定された「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本的な方針（2025. 3. 27 役員会一部改訂）」を受けて改訂されたものである。

法では、いじめ防止対策の適用範囲を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校としているが、幼稚園でもいじめ発生の可能性はであること、また、附属学校における一体的な生徒指導の必要性を踏まえ、幼稚園においても、基本的な方針を同じくし、対応に当たっていく。（以下、幼稚園児、児童、生徒をまとめて、「児童生徒」という。）

2. 基本認識と目標

いじめは、一定の背景や特徴を持つ児童生徒だけに認められる現象ではなく、すべての幼児に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、特定の個人ではなくすべての幼児を対象に、安心・安全な幼稚園生活を送ることができ、一人ひとりが豊かな個性を發揮し、自分自身と他者とを尊重できるように成長することを目標に、いじめが生じない環境や生活の場をつくり出すことを目的として実施されなければならない。

また、いじめの防止等の対策は、すべての幼児がいじめを行わないことはもちろん、いじめを認識しながら放置することができないように、いじめが、いじめられた幼児の心身に深刻な影響を及ぼすことが決して許されない行為であることについて、幼児が十分に理解できることを目標に実施されることが必要になる。

このように、いじめ防止等に向けて取り組むに際して「基本方針と施策」では、幼児が安心感を持つことができ、互いの存在を尊重し合い、それぞれの人間的成長を保障する環境をつくり出すために、幼稚園が、幼児、保護者、後援会や本学・教育学部など関係者と一体となって進めることを基本的な考え方とする。

「基本方針と施策」が、幼稚園におけるいじめ防止・対策の指針となるだけではなく、各附属園が自らの教育実践を振り返り、日頃の教育活動を点検・評価して将来を展望し、幼児児童生徒自身や保護者、後援会、静岡県内の各教育委員会など、附属学校園の教育活動に関わる諸機関や個人を巻き込んで相互の建設的な対話を生み出す機会となることが

期待される。

3. いじめのとらえ方

法の規定では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。この定義は、いじめには多様な態様があり、表面的・形式的に判断できないことから、いじめに該当する可能性のある行為を受けた児童生徒の立場に立って判断する必要があることによるものである。また、このように判断を行うことが、児童生徒が長期にわたって苦しむことになるいじめの早期発見や早期対応につながるからである。大学及び附属学校園の教職員は、今一度、この定義を踏まえて、生徒指導に当たっていく。

いじめであるかどうかの認知は、特定の教職員のみによることなく、附属学校園に設置する「いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。法第 22 条及び本学のいじめ防止規則で規定）が主体となって、組織的に行う。

なお、いじめの定義でいうところの「一定の人的関係」とは、「学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、対象児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、対象児童生徒との何らかの人的関係を意味する。

対象児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係児童生徒に対して、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、好意から行った行為が意図せずに対象児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、園では「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をしていく可能性もある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事実を「対策委員会」で情報共有していく。

4. いじめの防止に関する基本的な考え方

（1）未然防止のための環境づくり

- 安心・安全な幼稚園生活を送り、一人ひとりのよさを認めあう集団作りに心がける。
 - ・ その子のよさを認め、信頼関係作りに努める。
 - ・ 個々の教職員が日頃より幼児の行動を注意深く観察し、小さな変化にも気づくことができるよう努力する。
 - ・ 幼児に関する情報の交換・共有を教職員の間で行う機会を定期的に設けるとともにそれが可能な職場環境を整える。
 - ・ 日頃より幼児及びその保護者との間で円滑なコミュニケーション関係を築き、連携を図る。

- ・ 豊かな情操や道徳的判断能力を養い、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図る。
- 日々の遊びに満足感を持ち、幼稚園生活が楽しくなるような環境づくりを行う。
 - ・ 主体的に取り組み、自己肯定感が高まるような遊びや生活ができるような環境に配慮する。
 - ・ 子ども同士のトラブルを見逃さずに、お互いの気持ちを分かり合えるような指導をする。

(2) いじめの早期発見

- 子ども理解に努める。
 - ・ 一人ひとりの特性を配慮し、個々にあった指導ができるようにする。
 - ・ 些細なことも見逃さず、話を聞いたり、状況を把握していったりする。
- 職員同士、保護者との情報交換を密にする。
 - ・ 職員同士…週案、学打ち、学年運営、子どもを語る会、日々の保育の振り返りなどを通して、情報を共有したり、職員全体で声をかけ見守っていったりする。

保護者 …登降園時や面談、懇談会等で家庭との連携を取り、情報交換を行っていく。

- ・ 生活習慣の乱れ、欠席状況を把握する。

(3) いじめへの対処

- 迅速な事実の把握と確認 併せていじめ対策委員会や対策チームへの報告
 - ・ 幼児あるいは保護者からいじめに関する相談を受けたときや、幼児がいじめに該当する可能性のある行為を受けていると思われるときには、速やかにいじめの事実の確認作業を組織的に行うこととする。(担任、養護教諭、教務、教頭、園長)
- 本人の心のケア、保護者への説明、協力依頼
 - ・ 安全を直ちに確保するとともに、被害を受けた幼児の家庭に対して当該幼児を全力で守り通すことを核とする。
 - ・ 事情を確認した上で適切にかつ毅然とした指導・支援を行う。
 - ・ 当事者ではないそれ以外の幼児に対する心理面のケアも行っていく。
- 関係機関との連携
 - ・ 静岡大学との連携
いじめについての事実確認と、その後の対応について、定期的に附属学校園統括長（対策委員会）に報告をする。
 - ・ その他の関係機関との連携
静岡大学を通して、静岡県教育委員会や各市教育委員会及び民間団体と連携し、必要な体制を整備するとともに、対象児童生徒の様子を見守る。また、園医、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと連携をす

る。

（4）幼児や保護者、後援会との連携協力

- ・ソーシャルスキルや各学級での話し合いを通して、いじめや自分以外の人の気持ちがわかるような指導を行う。
 - ・保護者やPTAとの緊密な協働関係を築いていく。

5. いじめ防止対策委員会について

園内の組織については静岡大学教育学部のいじめ等防止にかかわる組織と連携している。

(1) 構成員

園長、教頭、教務主任、学年主任、教職員、養護教諭、特別支援コーディネーター

(2) 役割や機能

- いじめの相談・通報の窓口
 - いじめの防止の取り組み、いじめがあったときの対応
 - 職員のいじめに対する意識を向上を図る

(3) 組織図

